

千葉県入札監視委員会令和2年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和2年8月4日(火) ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」	
委員	大杉 洋平 (弁護士) 田部井 彩 (中央学院大学法学部准教授) 寺部 慎太郎(東京理科大学工学部教授) ◎ 轟 朝幸 (日本大学理工学部教授) ○ 永井 香織 (日本大学生産工学部准教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に15件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に5件(9者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

審議事案概要

- 指名停止業者一覧表に記載の落札しても業務が履行できない理由とは何か。
また、その後の状況についてどうなったか。

- 落札したが、相手方より契約辞退の申し出があった。なお、契約辞退の理由としては、技術者の体調不良により業務を履行することができないという理由であった。その後、再度入札手続きを行い、別の業者と契約したところである。

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【ちば野菊の里浄水場（第2期）急速ろ過池 機械設備工事】</p> <p>○ 1者のみが入札に参加したことについて、どのような理由が考えられるか。</p> <p>○ その約20者の中には、共同企業体も含まれていたのか。</p> <p>○ 千葉県内に本店を有する会社は見込み業者の中に入っていたのか。</p> <p>○ 手持ち工事量は、入札要件には入っていたのか。</p> <p>○ 20者以上の見込みはあったが、1者入札であったことから、規模が大きいこともあり、難易度の高い特殊性のある工事であったのか。</p> <p>○ ちば野菊の里浄水場で同時期に金額の大きい工事をいくつか発注しているが、その契約業者も約20者の内訳に含まれているのか。</p> <p>○ 競争性がもっと働いてほしいと思う。そのために可能な範囲で何が原因なのか今後のためにも調べていただきたい。</p>	<p>○ 20者以上の参加が見込める要件を設定していたが、結果として1者のみの入札となっている。各々の企業によって理由は異なると思うが、技術者の確保等の理由が考えられる。</p> <p>○ 単体企業のみで26者を見込み業者としている。</p> <p>○ すべて県外に本店を有する会社であった。</p> <p>○ 入っていない。</p> <p>○ 工期が長く、工事費も高いが、製品であるポンプや下部集水装置等を組み合わせて設置する工事であり、特別難しい工事ではないと考えており、難易度が高いため1者応札になったというのは考えにくい。</p> <p>○ 含まれている。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【(仮称)千葉県立東葛飾地区特別支援学校 校舎外建築工事】</p> <p>○ 元々グラウンドがあった場所に校舎を建築とのことだが、既存施設のグラウンドはなくなってしまうのか。</p> <p>○ 技術的難易度の高い工事とのことだが、具体的にはどのような工事のことをいうのか。 また、設計上において特段、考慮すべき点があったのか。</p> <p>○ 既存施設への配慮とは具体的に何か。</p> <p>○ 設計金額が5億円を超えているため、議会案件とあるが、議会において具体的に意見等はあったか。</p> <p>○ 工事の目的として、児童生徒の増加に伴う過密状態・教室不足への対応となっているが、少子化といわれている中で、特別支援学校に対する需要は増えているのか。</p>	<p>○ 既存施設のグラウンドは、今回建設する校舎の隣に設けている。</p> <p>○ 延べ面積が5,000㎡を超えており大規模であること、工期が15ヶ月の長期にわたること、また、既存の特別支援学校校舎の使用を継続しながらの工事であり、生徒の安全や騒音、振動に配慮し工事監理や施工管理を行う必要があることから、高い技術力が求められる工事であると判断した。 設計上、特段難しい構造というわけではない。</p> <p>○ 隣接する施設を使用しながらの工事となるため、工事時間帯の調整や騒音等に対する配慮が必要となる。 また、40日間見込んでいた夏休み期間が担保できなくなったことから、今後、工程管理等の調整を行っていく。</p> <p>○ 特段、意見等はなく、議会において承認をいただいたところである。</p> <p>○ 具体的に対象となる児童・生徒の範囲については、教育庁に聞かないと分からないが、養護施設への入学条件が変わったことで、特別支援学校に対する需要は増えていると聞いている。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案3 指名競争入札 【道路災害復旧工事（元災道第148号、149号合冊）】</p> <p>○ 3者無効となった理由は何か。</p> <p>○ 計算ミスはケアレスミスであるため、発注者側から知らせたりしないのか。</p> <p>○ どの程度の金額を計算ミスしていたのか。</p> <p>○ 様式の違いにより無効としているが、別の様式でも可能か。また、様式が異なる旨はどのように知らせているのか。</p> <p>○ 災害復旧工事であるが、新技術・新工法を取り入れたりはしないのか。</p>	<p>○ 3者のうち2者は、工事費内訳書に計算ミスがあり、もう1者は、定められた工事費内訳書の様式（別記第1号様式）ではない様式（別記第2号様式）で提出されたため、必要事項を欠いており、無効とした。</p> <p>○ 知らせをしたりすることはない。</p> <p>○ 1者は470,400円、もう1者は30円の誤差があり、合計金額が合わなかった。</p> <p>○ 原則として、別記第1号様式によるものとするが、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げないとしている。 しかし、今回提出された様式の記載内容では、必要事項を欠いていたため無効とした。 また、指名業者に対し、工事費内訳書の取扱いについて留意する旨の資料を添付している。</p> <p>○ 災害復旧工事以外では、新技術・新工法を取り入れることもあるが、災害復旧工事では、迅速に復旧するため、工法、歩掛について事前に国と協議し、そのうえで国における査定を受けて復旧工法を決めている。 標準的な工法で復旧可能な場合においては、その中で復旧を行う。</p>

○ 指名業者12者について、選別をしたのか、それとも指名理由にある地理的・技術的要件で選ばれたのか。

○ 計算間違いによる無効は前回もあったが、業者に対して注意喚起等していただきたい。

○ 指名理由に記載の要件をもとに、総合点の高い業者から機械的に選定している。

事案4 指名競争入札

【東総台地2期 6号橋梁下部工事（その4）】

○ 最低制限価格を下回ると、制度上失格となるのか。

○ 8者が辞退となった理由は何か。

○ 指名業者の選定方法はどのように選定したのか。

○ 予定価格が公表されている中、入札した4者とも入札金額が予定価格に近い金額となっているが、設計単価は適正か。

○ そのとおりである。

○ 技術者や作業員の確保が困難であること（5者）、手持ち工事量が多い（1者）、会社の都合（2者）により辞退となっている。

○ 工事箇所が銚子市であることから、銚子市及び隣接する旭市に本店又は建設業法に基づく許可を受けた営業所を有するB等級の業者を選定した結果、17者となった。

同地区において、近接工事で同時発注の案件が1件あったため、12者×2件＝24者を選定する必要があったことから、A等級7者を加え、24者を選定し、各工事に指名業者を振り分けて案件ごとに12者を指名業者とした。

○ 本工事は国と県が定めた積算基準により、適正に積算を行っている。

提出された工事費内訳書を確認したところ、直接工事費について差異は無かったため、現場管理費及び一般管理費を査定して入札していると考えられる。

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【千葉県立我孫子東高等学校福祉実習室改修機械設備他工事】</p> <p>○ 当初見込んでいた工期はどのような予定となっていたのか。</p> <p>○ 工期が伸びたのはなぜか。</p> <p>○ 建築工事をするにあたり、予め調査・診断は行ったのか。</p> <p>○ 先行する建築工事の入札不調により、本件工事の入札が3回ともに中止になったのか。</p> <p>○ 当該機械設備工事のみを先に業者を決めることはできなかったのか。</p> <p>○ 契約変更の理由は何か。</p>	<p>○ 9月から12月頃までの予定であった。</p> <p>○ 先行する建築工事で追加の補修工事が必要となり、工期が延長となったことから、機械設備工事の工期の延長も必要となった。</p> <p>○ 一通りの調査等は実施したが、既存物の撤去の過程で予定外の追加工事が必要となった。</p> <p>○ 1、2回目は、指名競争入札の指名通知を行った後に先行工事が入札不調となったため、入札を中止した。 3回目は、指名通知をする前に先行工事が入札不調となったため、中止とした。</p> <p>○ 工事が全くできないことはないと思うが、技術者を拘束することとなる上に、工事着手後すぐに一時中止をかける場合があるなど業者に対し、負担を強いることが考えられるため、先に機械設備工事のみを決めることは一体性のある工事の場合に行っていない。</p> <p>○ 建築工事の工期延長に伴う工期の延長に加え、床下の湿気に対応する配管の保護材の変更が必要になったことから設計変更を行った。</p>

○ 業者の辞退等となったのは、どのような理由か。

○ 手持ち工事量が多い、技術者や作業員の確保が困難、会社の都合等である。

委員講評

- 金額が大きいにもかかわらず、1者応札となっているものは、県民の関心として、健全な競争が働いていたのかということについて、懸念の目が向けられる可能性がある。
そのため、発注者側としてできる限りの調査をしたうえで、次に生かす必要があると感じた。
- 辞退、無効などが思っていたよりも多いと感じた。
指名競争入札の場合は、辞退、無効が多いのであれば、指名業者数を増やしても良いのではないかと思う。
- 企業を育てるということも、非常に重要である。
工事費内訳書の不備も見られたため、事務的な部分であったり、技術者をどのように増やしていくかということも県として考えていく必要がある。
また、現在では機械・AI等もあるため、そういったものも積極的に活用するなどしていかないと、人手不足などの状況をなかなか打開できないと思う。
- 1者のみの応札については、何らかの対策が必要であると感じた。
事案1については、見込み企業が経験値等の問題から、県外に本店を有する企業のみであった。
そうすると、同じ規模の工事の場合には、毎回県外の企業にお願いしないといけないと思うが、県内の企業を育成していくのが、県庁の役割であると思うので、そこに県内企業が参加できる手法を考えていく必要がある。
例えば共同企業体による発注にして、構成員のうち1者を県内企業にする等してもよいのではないかと感じた。
また、技術的難易度という言葉については、もう少し明確にすべきであると感じた。
騒音であれば、何デシベル以下で工事をしてほしい、とリクエストすることで、結果は別として、参加する企業の意識の向上につながり質が向上するのではないか。
改修工事はどこでもそうだが、調査等が非常に重要であるが、それとともに無理のない工期設定も大切である。